



固定資産評価審査申出書(土地)

年 月 日

花巻市固定資産評価審査委員会 御中

審査申出人 (納税義務者)	住所又は所在地	
	ふりがな 氏名又は名称	(生年月日 年 月 日)(電話番号 - -)

代表者又は管理人 (該当するものを ○で囲んでください。)	住 所	
	ふりがな 氏 名	(生年月日 年 月 日)(電話番号 - -)

代理人又は総代 (該当するものを ○で囲んでください。)	住 所	
	ふりがな 氏 名	(生年月日 年 月 日)(電話番号 - -)

地方税法第432条及び花巻市固定資産評価審査委員会条例第5条の規定により審査の申出をします。

登録事項分	所在地番	登記簿地目	現況地目	地積(㎡)	台帳価格(円)

申出事項分	所在地番	登記簿地目	現況地目	地積(㎡)	審査請求額(円)

審査の申出の趣旨及び理由	
--------------	--

口頭による 意見陳述	審査委員会に対して口頭による意見陳述を 申請します。 申請しません。	(どちらかを○ で囲んでください。)
---------------	--	-----------------------

納税通知書の交付を受けた日	年 月 日
地方税法第417条の規定(縦覧後の価格等の決定又は修正等)による通知を受けた日	年 月 日

※審査申出書の記載事項に不備がある場合、補正を求めることがあります。

記入上の注意等

- 1 この審査申出書は、「正本」「副本」の2通を提出してください。
 - 2 審査申出人が法人のとき又は法人でない社団若しくは財団であるときは、「代表者又は管理人」の欄についても記入し、その資格を立証する書面を添付してください。
 - 3 審査の申出について代理人を選任したとき又は総代を互選したときには、「代理人又は総代」の欄に記入し、その資格を立証する書面(例えば、代理人のときには「委任状」)を添付してください。
ただし、審査委員会に対して「口頭による意見陳述」を申請し、この意見陳述のみを代理人によるときには、「代理人又は総代」の欄に記入しないで「口頭による意見陳述に係る委任状」を添付してください。
 - 4 「登録事項分」及び「申出事項分」の欄への記入が「5行以上」になるときは、「別紙」を用いてください。
 - 5 「登記簿地目」の欄には、不動産(土地)登記簿上の地目を記入し、「現況地目」の欄には、固定資産課税台帳上の現況(課税)地目を記入してください。
 - 6 「地積」の欄には、土地の面積を「平方メートル(m^2)」で記入してください。
 - 7 「審査の申出の趣旨及び理由」の欄に書ききれないときは、「別紙」を用いてください。
 - 8 審査申出書を受理した固定資産評価審査委員会(以下、審査委員会という。)は、審査の申出の内容について、直ちに、その必要と認める調査、その他事実審査を行います。
審査委員会が行う審査は、事実の審査すなわち実体的な真実の発見や法律関係について適法性の確認などを目的とする審査であり、決定もまたこのような事実審査の結果に基づいてなされます。
- (1)「審査申出人の口頭による意見陳述」について
- 不服の審理は書面によることを原則としていますが、審査委員会は、審査申出人からの求めがあった場合には、審査委員会に対して口頭で意見を述べることができますので、「口頭による意見陳述」の欄にその申請の有無を記入してください。
- (2)「審理の方法」について
- ア 書面審理**
- 書面審理とは、審査申出書、市長が提出する弁明書、弁明書に対する審査申出人の反論書、反論書に対する市長の再弁明書等を審理することによって委員の心証を形成する審理方法です。
- イ 口頭審理**
- 審査委員会が審査のために必要があると認めたときには、審査申出人(又は代理人)と花巻市の評価・課税庁側の出席を求めて、公開による口頭審理を開催します。
- 口頭審理とは、口頭による陳述を聴取すること及び審査申出書や市長の弁明書によって両者の主張、争点、事実関係等を明らかにし、委員の心証を形成する審理方法です。
- 9 審査申出書に添えて「審査申出物件所在地の略図」を2枚提出してください。
 - 10 審査申出書(添付書類を含む。)の提出後、審査の決定までの間に、その記載事項に変更が生じたときには、直ちに、変更事項を書面により審査委員会に届け出てください。

【提出場所及び問い合わせ先】

〒025-8601 花巻市花城町9番30号
花巻市固定資産評価審査委員会
(事務局:総合政策部総務課内)
TEL 0198-41-3506
FAX 0198-24-0259